

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 建築住宅課

法令名	建築基準法			法令番号	昭和25年法律第201号		
手続名	工事現場の危害防止			根拠条項	法第90条第3項		
処分基準	<p>○建築基準法施行令（第136条の2の20～第136条の8）による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮囲い（施行令第136条の2の20） ・火災の防止（施行令第136条の8） など <p>○建設省通達に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事現場の危害防止のための是正措置」（昭和29年9月21日住発782号） ・「建築工事等の工事現場における落下物による危害を防止するための措置について」（昭和42年11月20日住指発333号） 						
	対応区分	1 聴聞の実施	処理機関	建築住宅課	交付機関	建築住宅課	目次
	2 弁明の機会の付与	機関	土木事務所	機関	土木事務所	No.	